

本山町子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～6年度)

案

令和2年2月

本山町

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 他計画との関係.....	3
4 計画の期間.....	3
5 計画の対象.....	4
6 計画の策定体制.....	4
7 計画の推進と点検・評価.....	6
第2章 本山町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題.....	8
1 子どもや子育て環境の現状.....	8
2 アンケート調査結果からみた子育て意識等.....	18
第3章 計画の基本的な考え方.....	26
1 計画の基本理念.....	26
2 計画の基本目標.....	26
3 基本方針.....	27
4 子どもの貧困対策の視点.....	27
5 施策体系図.....	28
第4章 施策の展開.....	29
1. 地域全体で子育て支援.....	29
2. 母子の健康の確保及び増進.....	33
3. 教育・保育環境の整備.....	35
4. 生活環境の整備.....	40
5. 配慮が必要な児童・家庭への取り組みの推進.....	42
第5章 量の見込みと確保方策.....	44
1 幼児期の教育・保育.....	44
2 地域子ども・子育て支援事業.....	47
資料編.....	53
1. 本山町子ども・子育て会議条例.....	53

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国が抱える「少子化」という大きな課題に対し、国はこれまで様々な対策を講じてきました。しかし、少子化には依然として歯止めがかかっておらず、さらに地域のつながりの希薄化、児童虐待やいじめ問題の深刻化など、家族の在り方、地域環境等の変化により新たな課題も出てきています。子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、子育てに不安や孤立感を覚える家庭が少なくありません。また、都市部では多くの待機児童が発生している一方、地方では子どもの人口減少から就学前施設において適正規模のクラス編成に支障を来す地域が生じるなどの問題も起きています。

このような状況の中、平成27年4月より全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目指した「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。本町においては「本山町次世代育成支援行動計画」を包含した「本山町子ども・子育て支援事業計画（第一期計画）」を策定し、次代を担う子どもと子育て家庭等への支援に取り組んできたところです。

この間に国は、少子高齢化の問題に真正面から取り組むものとして「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、その中で「女性の活躍」と「子育て環境の整備」を大きな柱として掲げる等、子育て支援の強化に力を入れています。その一環として、令和元年10月から幼児期の教育・保育の無償化が開始されることとなりますが、これにより、ますます保育のニーズが高まることが予想される中、さらなる受け皿、保育人材、保育の質の確保が求められます。また、近年多発している児童虐待の防止対策、社会的養護といった子どもの権利を守る取り組みや貧困対策の充実も必要です。

こうした国・県の動向や保護者のニーズを見極めながら、令和元年度で計画期間が終了する第一期計画を継承し、令和2年度以降も引き続き本町に暮らす子どもと子育て家庭等を総合的に支援していくために「本山町子ども・子育て支援事業計画（第二期計画）」を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、本町のまちづくりの総合的指針である「本山町振興計画（令和2～11年度）」を上位計画として、福祉を始め、保健、教育、労働、生活環境など町政の各分野別計画と連携を図り、かけがえのない子どもの成長と、子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「本山町次世代育成支援行動計画」を一体的な計画として策定します。

子ども・子育て支援法

第一条／（目的）

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

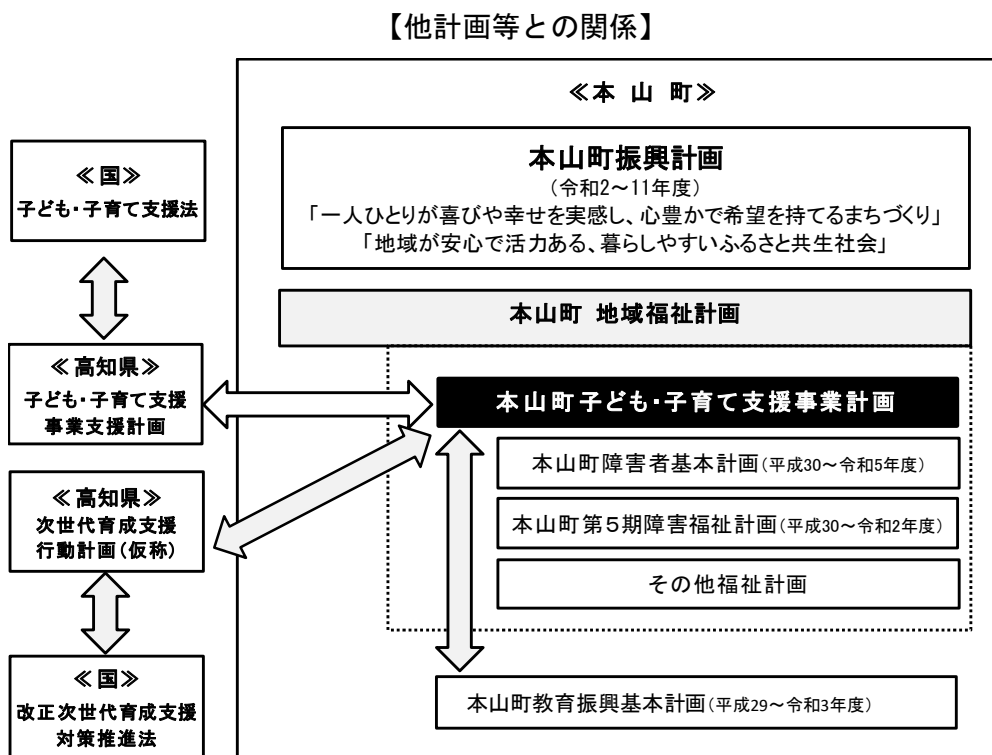
第六十一条／（市町村子ども・子育て支援事業計画）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3 他計画との関係

この計画は、「**本山町振興計画（令和2～11年度）**」を上位計画とし、以下の関連する諸計画との整合性を図って策定しています。

また、計画の推進に当たっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に取り組んでいくものとします。



4 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法で規定する5年間を計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や町の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
本山町子ども・子育て支援事業計画 （第一期計画）					本山町子ども・子育て支援事業計画 （第二期計画）				

5 計画の対象

この計画は、町内に居住・通勤・通学する子ども（概ね18歳未満）とその保護者や家庭はもちろんのこと、地域住民、学校等関係者、事業者など、全ての個人と団体等を対象とします。

6 計画の策定体制

アンケート調査を始めとする町民参加の過程を踏み、庁内で検討した案について「本山町子ども・子育て会議」で審議していただき、計画を策定する体制としました。

(1) アンケート調査の実施

計画策定に当たり、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とするために、就学前児童および小学生の保護者を対象に「本山町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

- 調査期間 平成31年3月1日～平成31年3月14日
- 調査方法 保育所・小学校を通じての配布回収（一部郵送による配布回収）
- 回収率等

対象	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	84件	71件	84.5%
小学生の保護者	99件	76件	76.8%

(2) 本山町子ども・子育て会議による審議

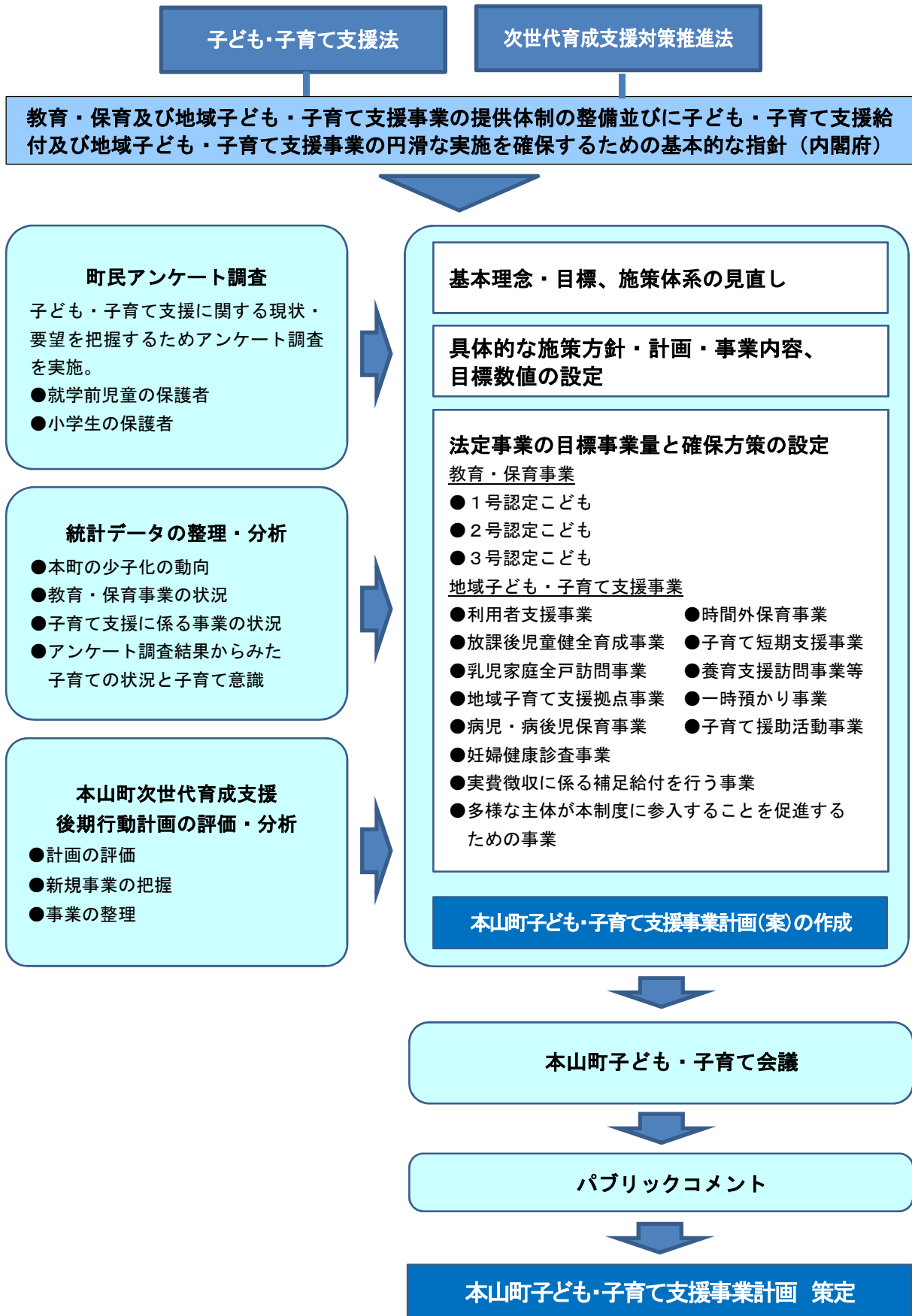
計画内容の検討に当たっては、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等及び子育て当事者で組織する「本山町子ども・子育て会議」において、計3回の審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

町民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

- 実施期間 令和2年2月10日～令和2年2月28日
- 意見提出 _____件

【計画策定の流れ】



7 計画の推進と点検・評価

(1) 計画の推進

① 計画を推進する庁内体制の整備

本計画は、子ども・子育て支援施策を推進するための指針となるものであり、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策・事業を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

そのため、各担当課の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取り組みを積極的に進めます。

② 協働による計画の推進

計画は、保護者・地域住民・学校等関係者・事業者・町がそれぞれの役割・責務を果たすとともに協働しながら、また、関係機関との連携協力の下に、積極的な推進を図ります。

【各々の役割と協働のイメージ】



③ 計画の広報・啓発

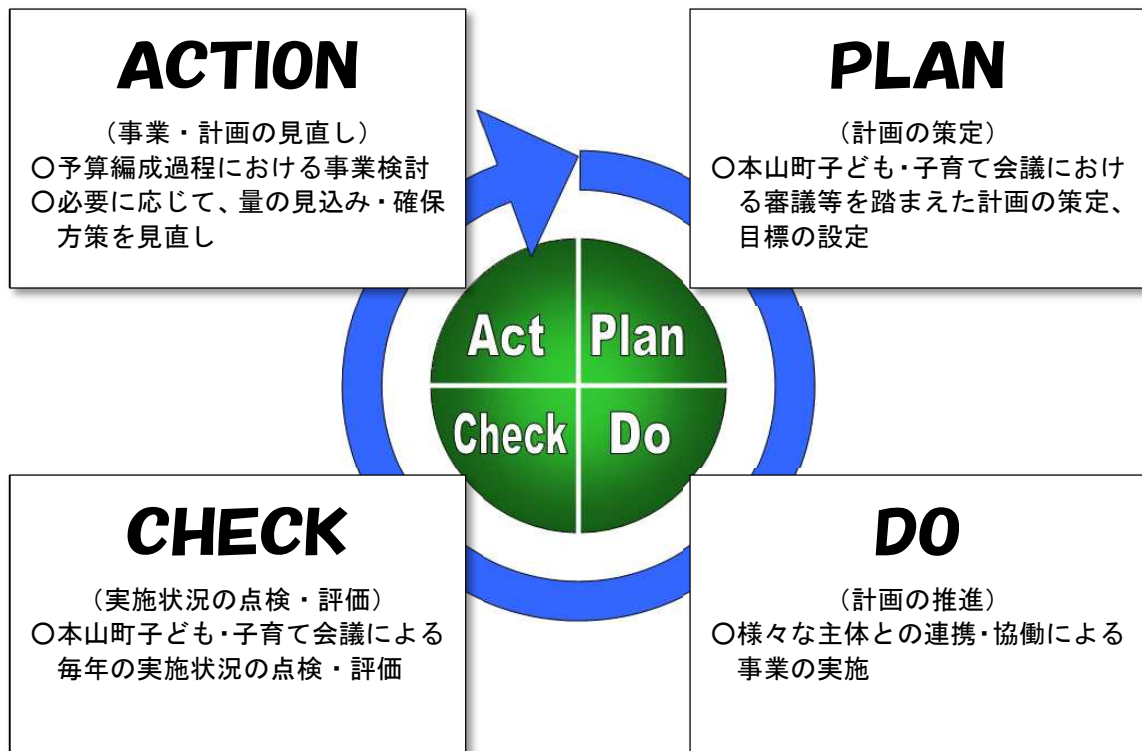
関係者が協働して計画の実現を図るため、町民や関係団体・組織、企業等に対して様々な媒体や機会を活用して積極的に広報を行うなど、計画内容の周知に努めます。

(2) 計画の点検・評価

本計画は、5年を1期とする長期的な計画となります。今回計画の策定に当たり、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の供給量等の「アウトプット評価」のみならず、利用者の視点に立った点検・評価を実施するため「アウトカム評価」としての数値目標を設定しました。

計画の実効性を上げるため、計画の進捗状況及びその評価について公表し、事業効果をより明確化するとともに、継続的なPDCAサイクル（計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action））の確立につながるよう推進します。

【PDCAサイクルによる計画の推進】



第2章 本山町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

1 子どもや子育て環境の現状

(1) 人口の推移と将来人口

① 人口の推移

本山町の総人口は、平成31年4月1日現在で、3,486人となっています。

総人口は平成30年に増加しましたが、減少傾向が続いています。

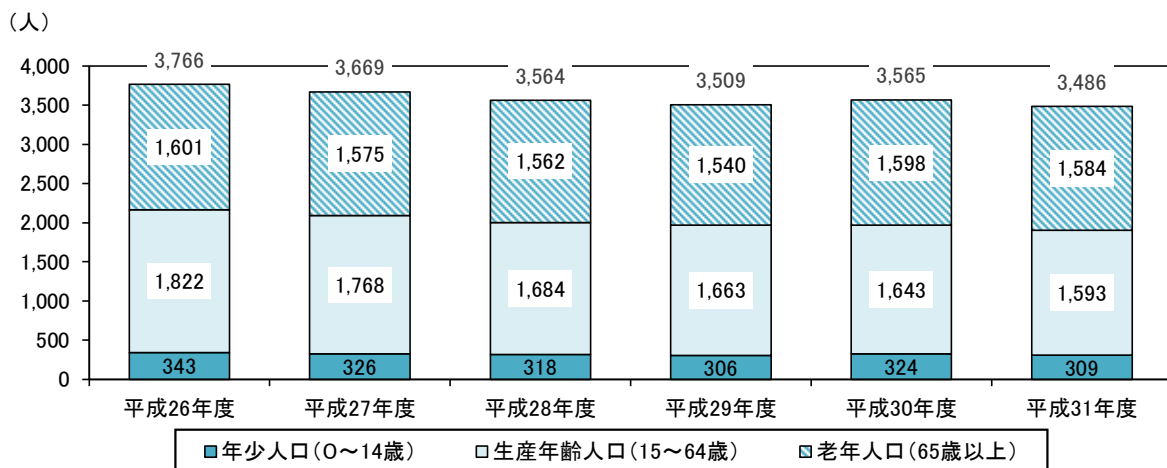
平成26年から平成31年までの人口の内訳の変化をみると、年少人口割合は9.1%から8.9% (0.2ポイント減少)、生産年齢人口割合は48.4%から45.7% (2.7ポイント減少)、老年人口割合は42.5%から45.4% (2.9ポイント増加) となっています。

人口の推移

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
総人口(A)	3,766	3,669	3,564	3,509	3,565	3,486
年少人口(0~14歳)(a)	343	326	318	306	324	309
年少人口割合(a)/(A)	9.1%	8.9%	8.9%	8.7%	9.1%	8.9%
生産年齢人口(15~64歳)(b)	1,822	1,768	1,684	1,663	1,643	1,593
生産年齢人口割合(b)/(A)	48.4%	48.2%	47.3%	47.4%	46.1%	45.7%
老年人口(65歳以上)(c)	1,601	1,575	1,562	1,540	1,598	1,584
老年人口割合(c)/(A)	42.5%	42.9%	43.8%	43.9%	44.8%	45.4%

資料：本山町住民基本台帳（各年度4月1日時点）



児童人口は平成30年に増加しましたが、減少傾向が続いており、平成31年は370人となっています。

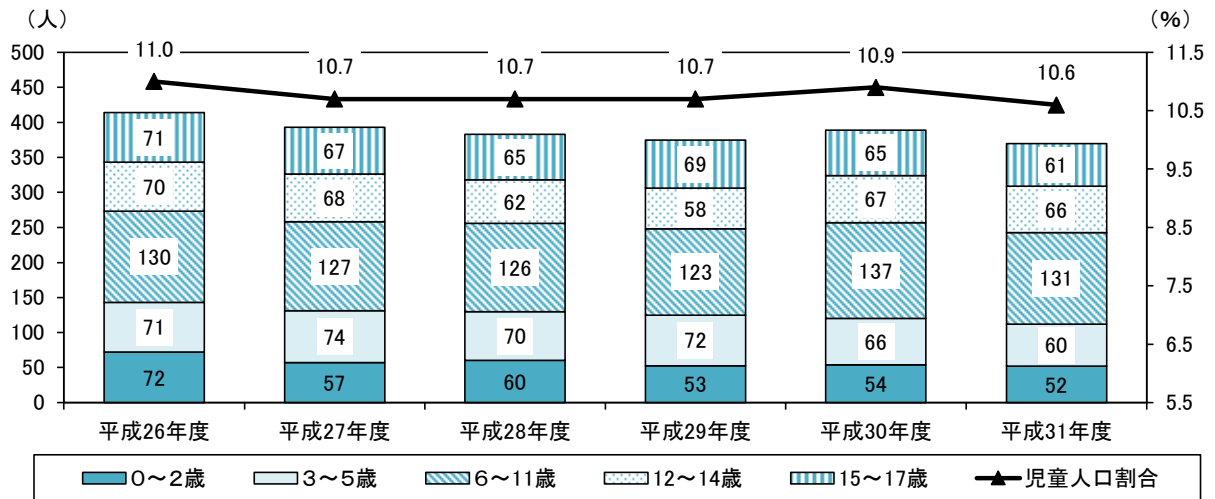
総人口に占める児童人口割合も減少傾向にあり、平成31年は平成26年に比べ、11.0%から10.6%と0.4ポイント減少しています。

児童人口の推移

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
総人口(A)	3,766	3,669	3,564	3,509	3,565	3,486
児童人口(0~17歳)(a)	414	393	383	375	389	370
0~2歳	72	57	60	53	54	52
3~5歳	71	74	70	72	66	60
6~11歳	130	127	126	123	137	131
12~14歳	70	68	62	58	67	66
15~17歳	71	67	65	69	65	61
児童人口割合(a)/(A)	11.0%	10.7%	10.7%	10.7%	10.9%	10.6%

資料：本山町住民基本台帳（各年度4月1日時点）



② 将来人口

本山町の将来推計人口は減少傾向で推移し、令和6年には3,250人となっています。

人口の内訳をみると、年少人口は横ばいで推移、生産年齢人口と老年人口は減少することが予測されます。

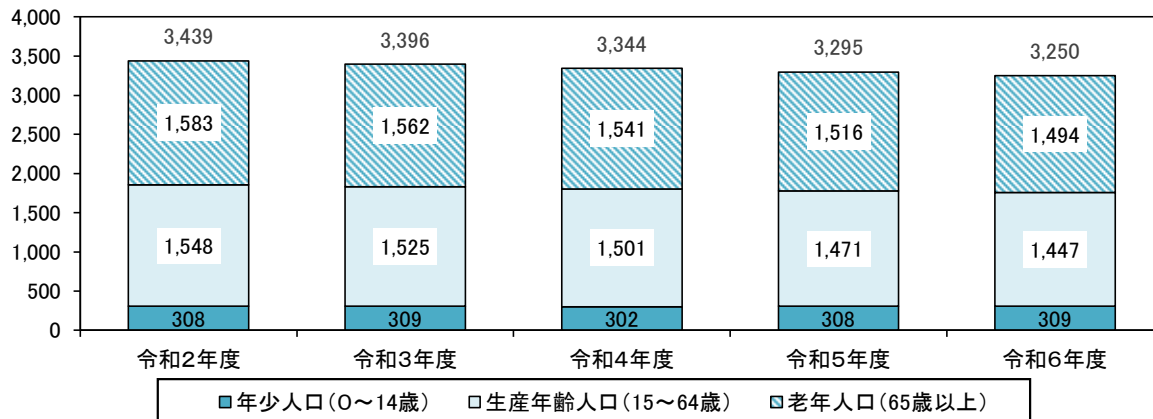
総人口の将来推計

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口(A)	3,439	3,396	3,344	3,295	3,250
年少人口(0~14歳)(a)	308	309	302	308	309
年少人口割合(a)/(A)	9.0%	9.1%	9.0%	9.3%	9.5%
生産年齢人口(15~64歳)(b)	1,548	1,525	1,501	1,471	1,447
生産年齢人口割合(b)/(A)	45.0%	44.9%	44.9%	44.6%	44.5%
老年人口(65歳以上)(c)	1,583	1,562	1,541	1,516	1,494
老年人口割合(c)/(A)	46.0%	46.0%	46.1%	46.0%	46.0%

※本山町住民基本台帳に基づきコーホート変化率法により算出

(人)



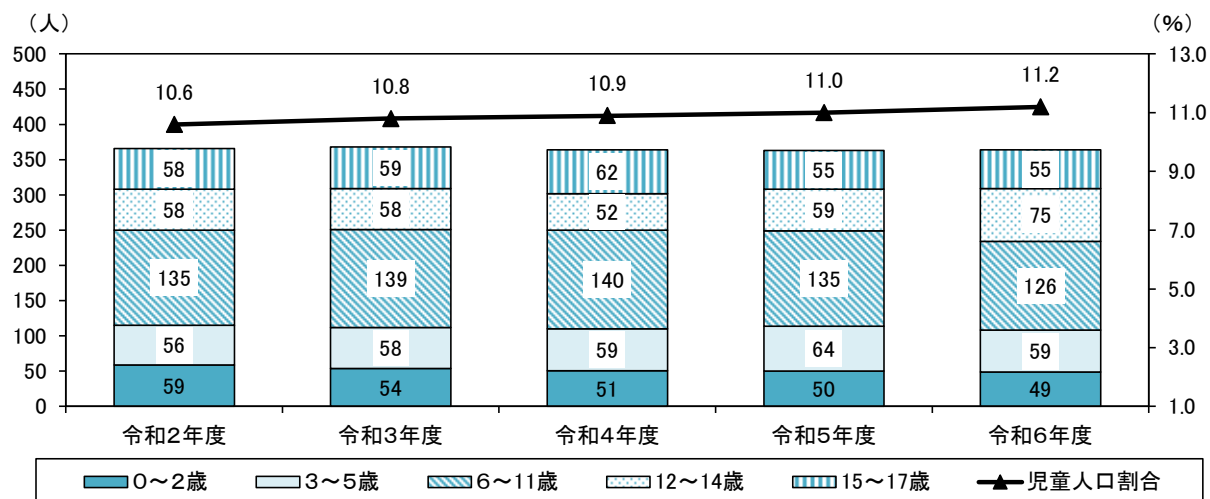
将来推計児童人口は横ばいで推移し、令和6年には364人となっています。
 児童人口割合は、総人口の減少により微増傾向で推移することが予測されます。

児童人口の将来推計

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口(A)	3,439	3,396	3,344	3,295	3,250
児童人口(0~17歳)(a)	366	368	364	363	364
0~2歳	59	54	51	50	49
3~5歳	56	58	59	64	59
6~11歳	135	139	140	135	126
12~14歳	58	58	52	59	75
15~17歳	58	59	62	55	55
児童人口割合(a)/(A)	10.6%	10.8%	10.9%	11.0%	11.2%

※本山町住民基本台帳に基づきコーホート変化率法により算出



(2) 人口動態の推移

本山町の出生数は、概ね 20 人前後で推移しています。

(単位：人)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
自然動態	出生	15	22	12	22	16	6
	死亡	93	84	77	99	70	22
	増減	-78	-62	-65	-77	-54	-16
社会動態	転入	143	121	140	267	130	83
	転出	169	164	131	141	149	61
	増減	-26	-43	9	126	-19	22
総計		-104	-105	-56	49	-73	6

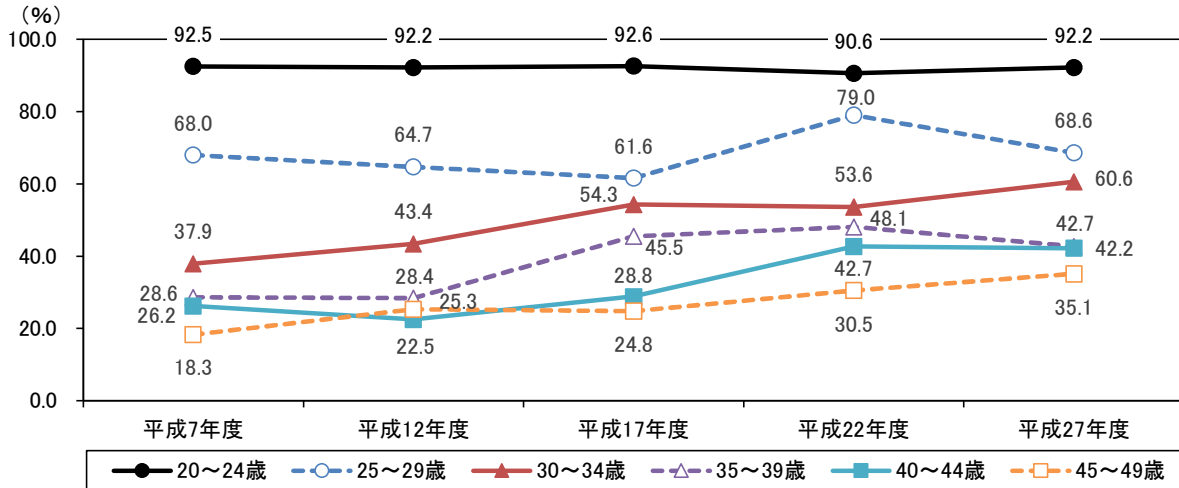
資料：住民基本台帳（平成 31 年は 4～8 月の集計）

(3) 婚姻状況

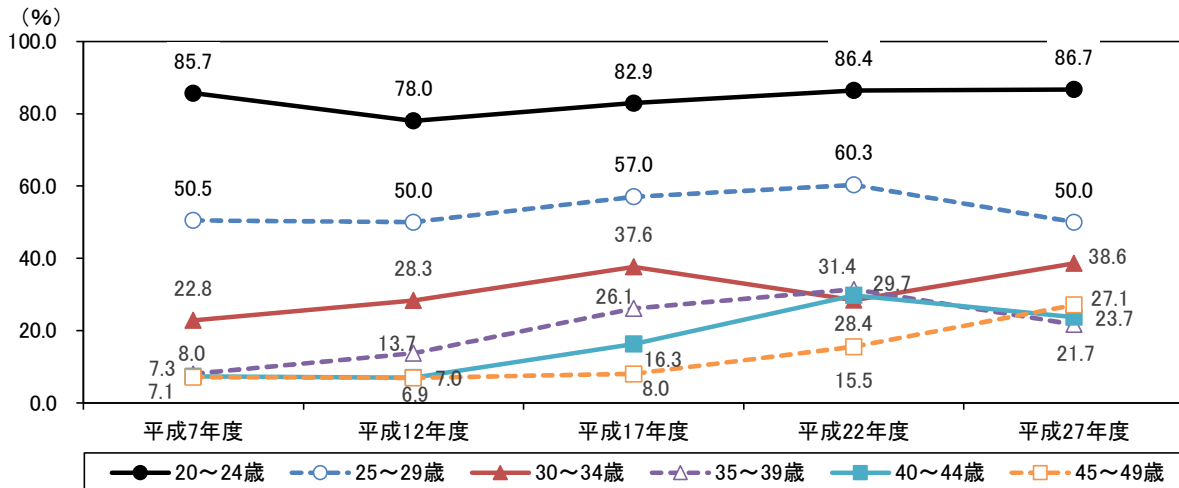
男性の未婚率をみると、平成27年を平成7年と比べて、20～24歳を除く年齢階層で増加し、その中でも特に30～34歳では22.7ポイントと大きく増加しています。

女性の未婚率をみると、平成27年を平成7年と比べて、25～29歳を除く年齢階層で増加し、その中でも特に45～49歳では20.0ポイントと大きく増加しています。

未婚率の推移（男性）



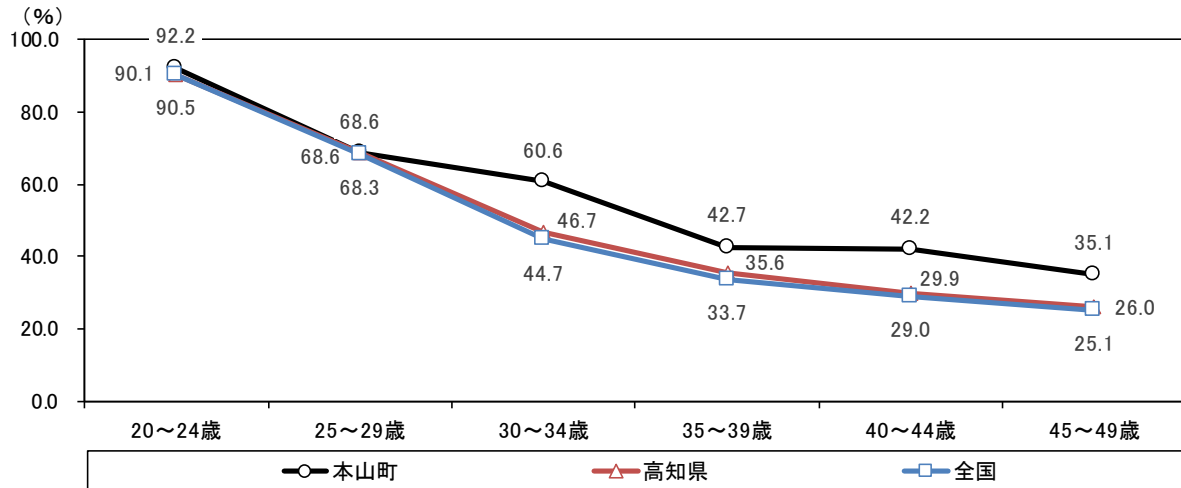
未婚率の推移（女性）



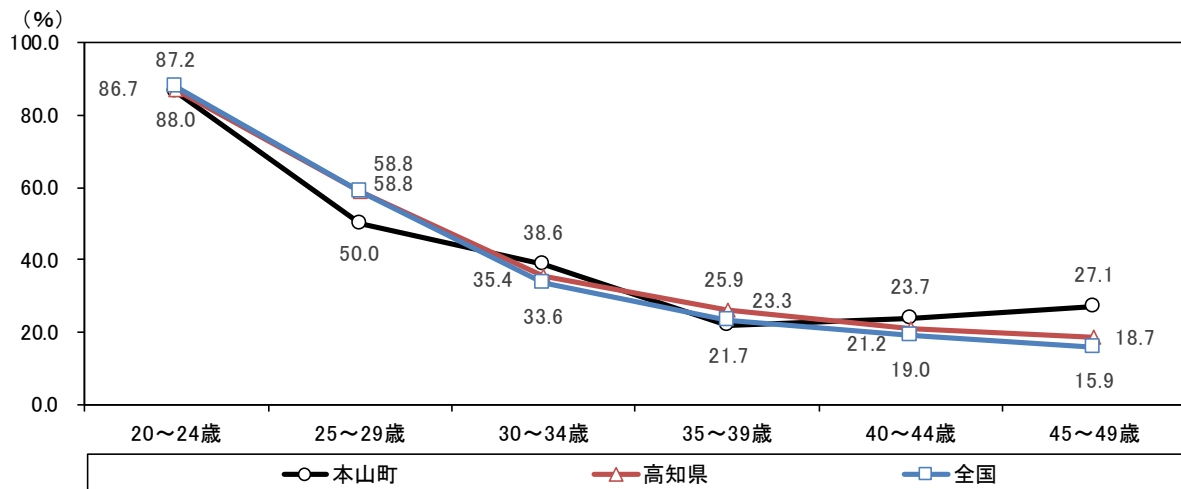
資料：国勢調査（各年度10月1日時点）

平成 27 年の未婚率について、男性では 30 歳以上で全国、高知県平均を大きく上回っています。女性では 25～29 歳で全国、高知県平均を大きく下回っています。

未婚率の年齢別の推移（男性）



未婚率の年齢別の推移（女性）



(4) 女性の年齢別就業率

平成 27 年の女性の就業率をみると、25～29 歳の 73.2%と 45～49 歳の 90.5%が左右のピークとなっており、30～34 歳の 69.1%が底となる緩やかな W 字カーブとなっています。

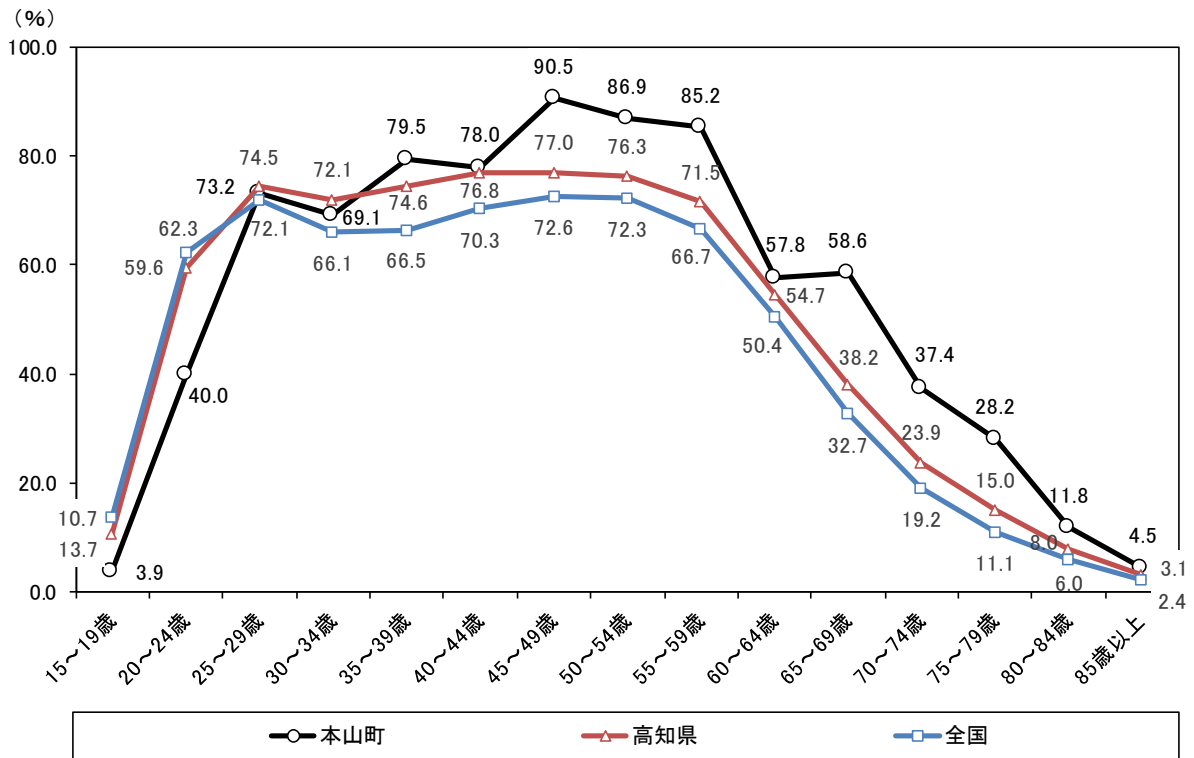
出産・子育て期にあたる 25～39 歳の年齢層のうち、35～39 歳の就業率が全国と高知県平均を上回っています。また、40 歳以上の年齢層で全国と高知県平均を上回っています。

女性の就業率の推移

		(単位: %)							
女性の就業率	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	
		3.9	40.0	73.2	69.1	79.5	78.0	90.5	86.9
女性の就業率	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上		
	85.2	57.8	58.6	37.4	28.2	11.8	4.5		

資料: 国勢調査 (平成 27 年 10 月 1 日時点)、本山町住民基本台帳 (平成 27 年 10 月 1 日時点)

※就業率 = 就業者数 (国勢調査) ÷ 人口 (本山町住民基本台帳)



(5) 就学前児童の状況

平成31年4月の本山町における就学前児童の状況をみると、0歳児は保育所等に通わずに在宅で過ごしている児童が多くなっていますが、1歳～5歳児では本山保育所の利用が多くなっています。

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
本山保育所	2	16	13	20	21	19	93
在宅・その他	16	5	0	0	0	0	19
就学前児童数	18	21	13	20	21	19	112

資料：就学前児童数は、平成31年4月1日の住民基本台帳人口に基づく人口

本山保育所児童数は、平成31年4月1日の人数

在宅・その他は、就学前児童数から本山保育所の児童数を差し引いた推計

(6) 保育所・小学校・中学校等の状況

① 保育所の状況

本町には、平成31年4月1日現在、公立保育所が1か所あります。

近年は定員を弾力化して受け入れを行っていましたが、平成31年は定員の枠内となっています。

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育所入所児童数	114	110	109	111	102	93
定員	100	100	100	100	100	100
入所率	114.0%	110.0%	109.0%	111.0%	102.0%	93.0%
待機児童数	0	0	0	0	0	0

資料：教育委員会（各年度4月1日）

※入所率＝入所児童数÷定員

② 小学校の概況

平成31年度現在、本町には2つの公立小学校があり、児童数は128人となっています。

(単位：学級、人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
学級数	14	15	13	13	14	13
児童数	125	123	120	121	134	128

資料：教育委員会（各年度5月1日）

③ 中学校の概況

平成 31 年度現在、本町には 1 つの公立中学校があり、生徒数は 58 人となっています。

(単位：学級、人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
学級数	5	5	6	5	7	6
生徒数	69	66	60	54	60	58

資料：教育委員会（各年度 5 月 1 日）

④ 小学校・中学校の不登校等の状況

平成 31 年度の不登校は、小学生で 5 人、中学生で 4 人となっています。

(単位：人)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
小学校	不登校	0	0	0	0	1	5
	長期欠席	0	2	1	2	3	8
	いじめの件数	2	3	3	7	47	3
	スクールカウンセラー数	1	1	1	1	1	1
中学校	不登校	2	3	2	2	6	4
	長期欠席	1	0	1	4	5	4
	いじめの件数	0	0	0	13	6	3
	スクールカウンセラー数	1	1	1	1	1	1

資料：教育委員会

(7) 児童虐待の現状

本山町における児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、虐待と思われる事例や特に養育支援が必要な家庭が増えてきています。

児童虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合って起こると考えられています。特に近年は、少子化、核家族化の進行や地域のコミュニティーの崩壊に伴う子育て力の低下等を背景に、親の生育歴の問題や夫婦関係の不和、就労や経済問題、社会的孤立等の問題が複合的、連鎖的に作用し児童虐待を引き起こしています。児童虐待は子どもの命にかかわる問題であると同時に、子どもの心に大きな傷を残し、将来に生きづらさを抱える原因となる場合も少なくありません。

子どもの命や人権を一切傷つけることのないよう虐待に至る前の早期対応に取り組むとともに、万が一虐待が発生してしまった場合にも、迅速な対応から子どもの自立支援等まで切れ目のない支援を行うことができるよう、民生委員児童委員や保育所、小・中学校、地域の関係機関等の連携の強化と、各機関の専門性の強化に取り組む必要があります。

2 アンケート調査結果からみた子育て意識等

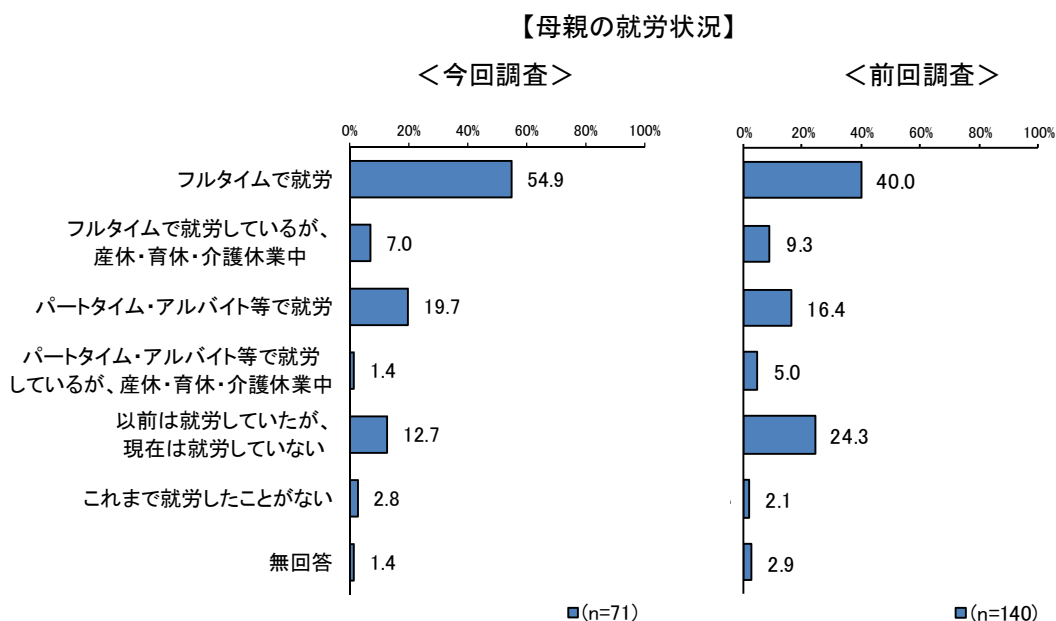
＜アンケート調査結果の見方について＞

- 回答は、各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%を前後することがあります。
- 複数回答を求める質問では、回答比率の合計が100.0%を超えています。
- 「前回調査」とは、本山町子ども・子育て支援事業計画（第一期）策定にあたり平成25年12月に実施した調査を指します。（配布数154件、有効回収数140件）

（1）母親の就労状況

① 就労の有無と形態

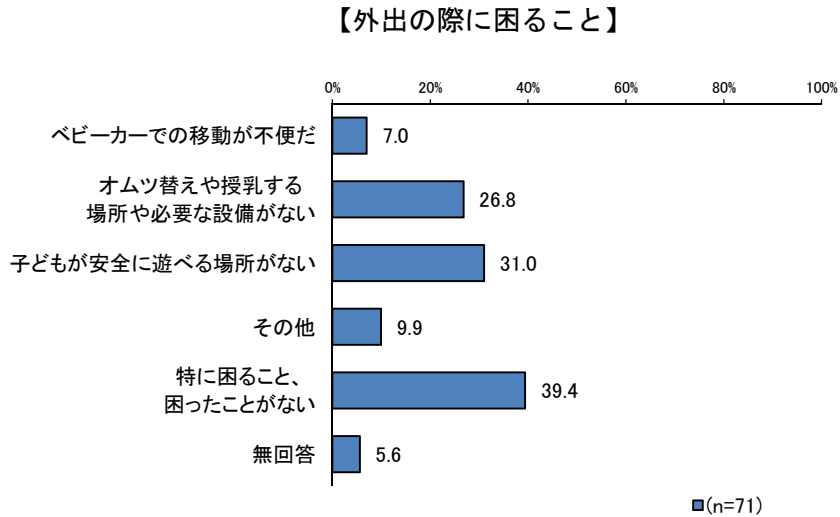
「フルタイムで就労」が54.9%で最も高く、次いで「パートタイム・アルバイト等で就労」が19.7%となっています。産休・育休・介護休業中を含めた『就労中の母親』は83.0%と、前回調査の70.7%と比べ10ポイント以上高くなっています。



(2) 子育て全般について

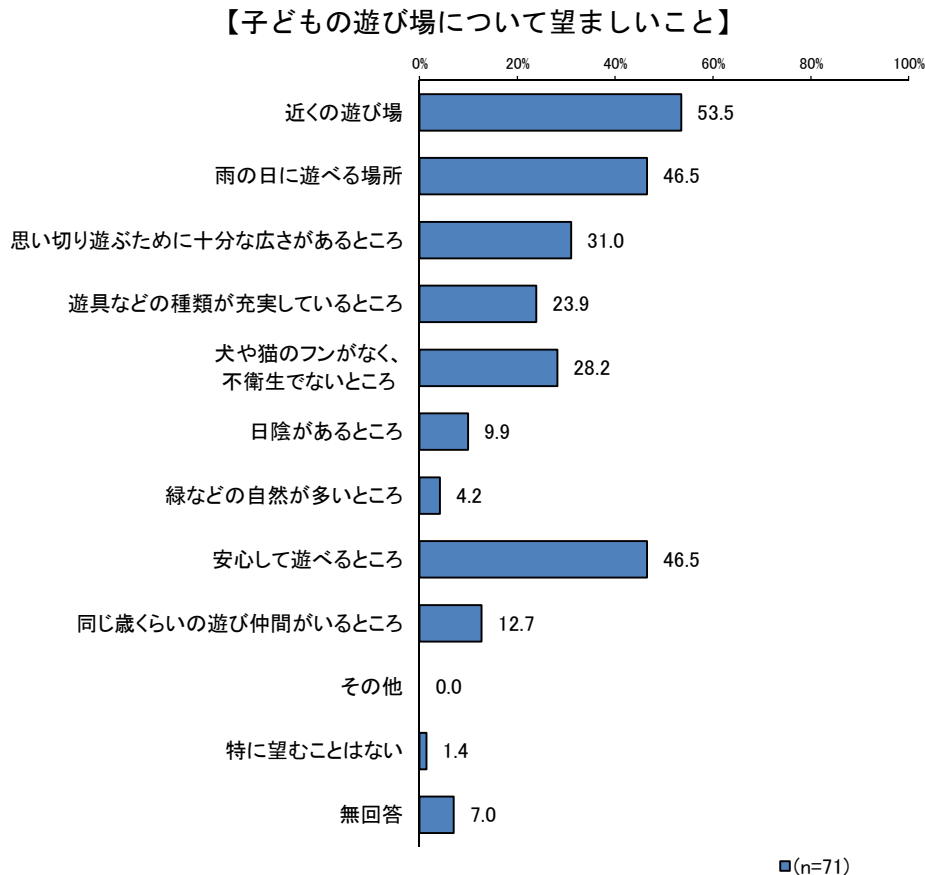
① 外出の際に困ること

「特に困ること、困ったことがない」が39.4%で最も高くなっていますが、次いで「子どもが安全に遊べる場所がない」が31.0%となっています。



② 子どもの遊び場について望ましいこと

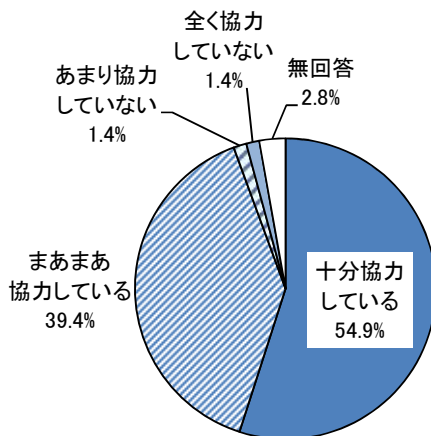
「近くの遊び場」が53.5%で最も高く、次いで「雨の日に遊べる場所」と「安心して遊べる場所」がともに46.5%となっています。



③ 子育てへの家族の協力

「十分協力している」が54.9%で最も高く、次いで「まあまあ協力している」が39.4%となっています。

【子育てへの家族の協力】

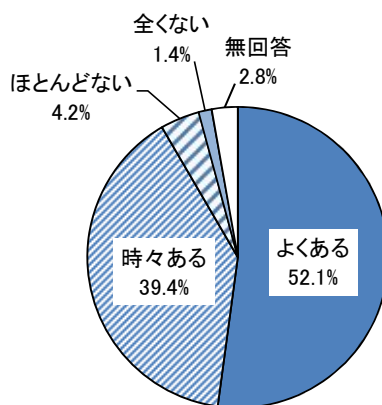


(n=71)

④ 地域の人の声かけ

「よくある」が52.1%で最も高く、次いで「時々ある」が39.4%となっています。

【地域の人の声かけ】

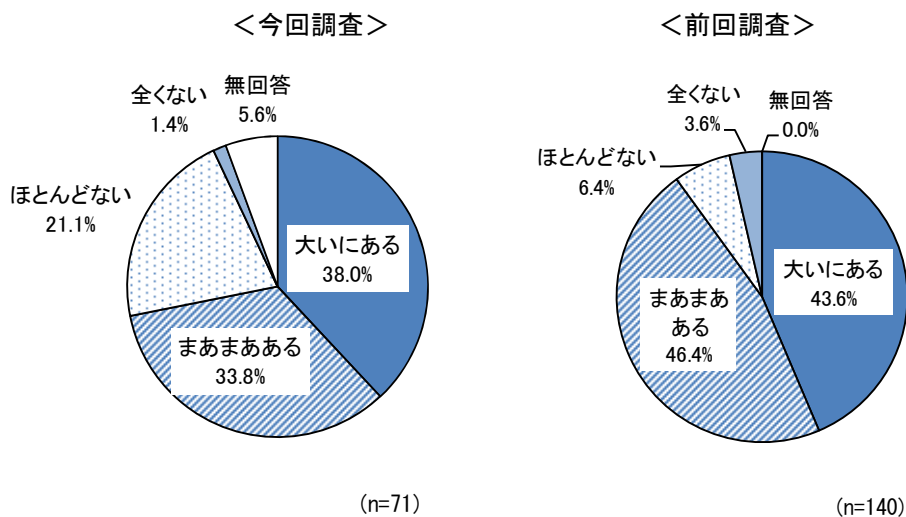


(n=71)

⑤ 子育てが周囲の人に支えられている実感

「まあまあある」が33.8%で最も高く、次いで「大いにある」が38.0%となっています。両者を合わせた『実感している方』が71.8%と、前回調査の90.0%と比べ約20ポイント低くなっています。

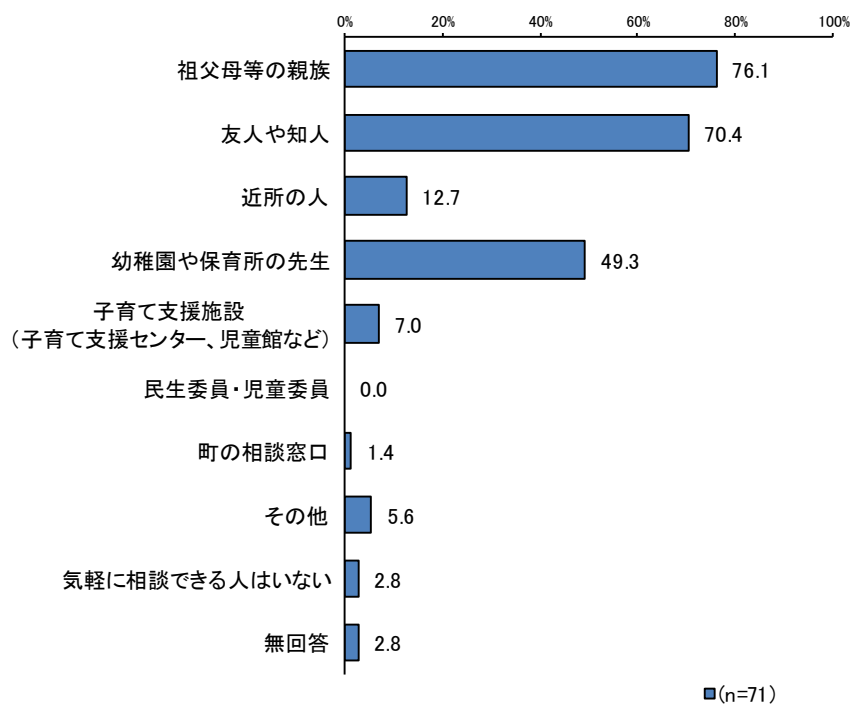
【子育てが周囲の人に支えられている実感】



⑥ 子育てで気軽に相談できる人

「祖父母等の親族」が76.1%で最も高く、次いで「友人や知人」が70.4%となっています。「気軽に相談できる人はいない」の割合は2.8%となっています。

【子育てで気軽に相談できる人】

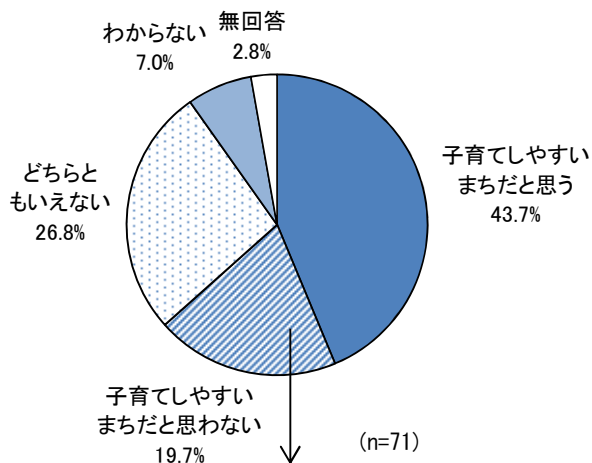


⑦ 本山町は子育てしやすいまちか

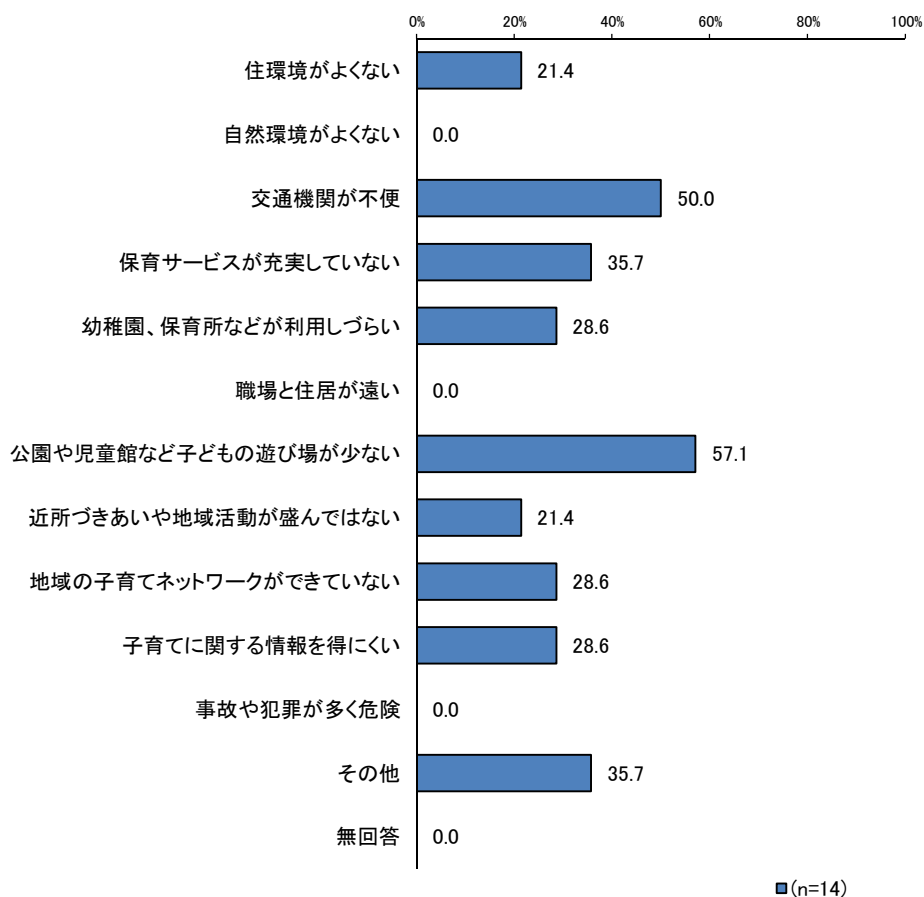
「子育てしやすいまちだと思う」が43.7%で最も多く、次いで「どちらともいえない」26.8%となっています。

子育てしやすいまちだと思わない理由については、「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」が57.1%で最も高く、次いで「交通機関が不便」が50.0%となっています。

【本山町は子育てしやすいまちだと思うか】



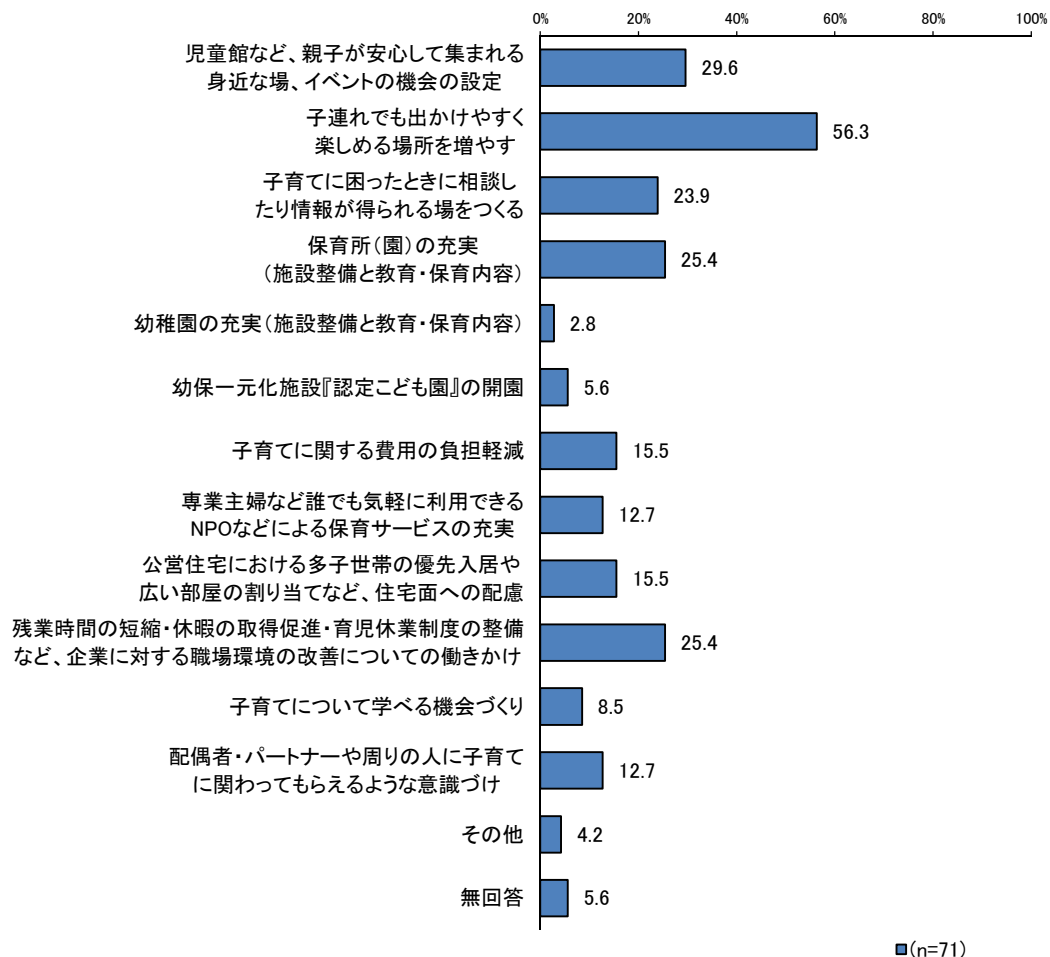
【子育てしやすいまちだと思わない理由】



⑧ 子育て環境充実に必要な支援策

子育て環境充実のための支援策については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が56.3%で最も高く、次いで「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会の設定」が29.6%となっています。

【子育て環境充実に必要な支援策】



【子育てに関する費用の負担軽減の具体的内容】

- ・ 保育代を安く
- ・ 保育料軽減

【その他】

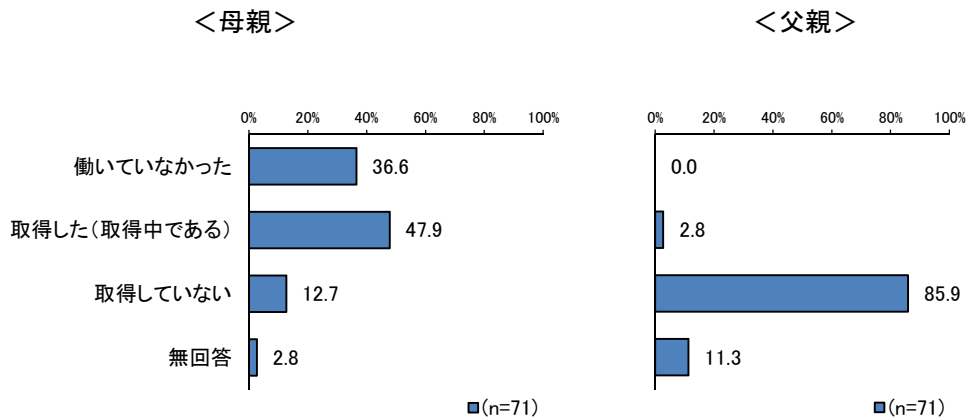
- ・ 小児科などの個人病院の充実
- ・ 一時保育・病児保育などの充実
- ・ 小中高と教育の質の向上

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

① 育児休業の取得状況

母親では「取得した（取得中である）」が 47.9%で最も高くなっています。父親では「取得していない」が 85.9%で最も高くなっています。

【育児休業の取得状況】



【育児休業を取得していない理由（上位3項目）】

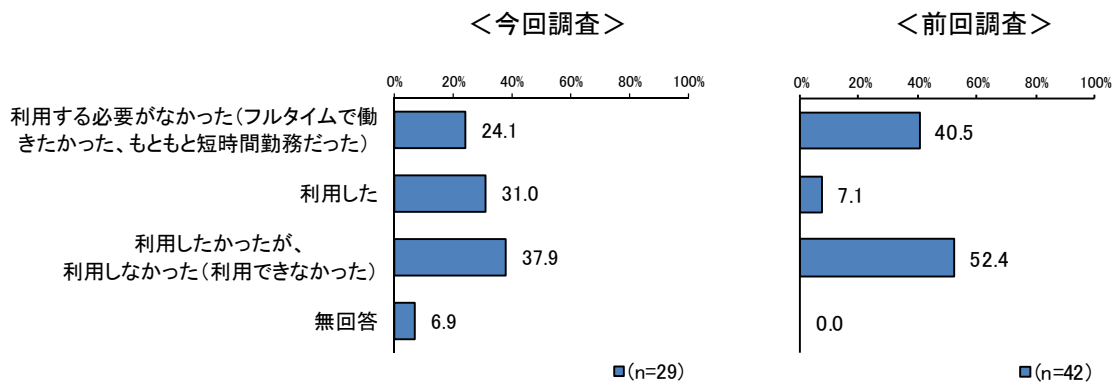
※母親、父親合計

1	配偶者が育児休業制度を利用した
2	仕事が忙しかった
3	収入減となり、経済的に苦しくなる
4	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
5	職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）

② 母親の短時間勤務制度の利用有無

「利用した」が31.0%となっています。前回調査の7.1%と比べ、20ポイント以上高くなっています。

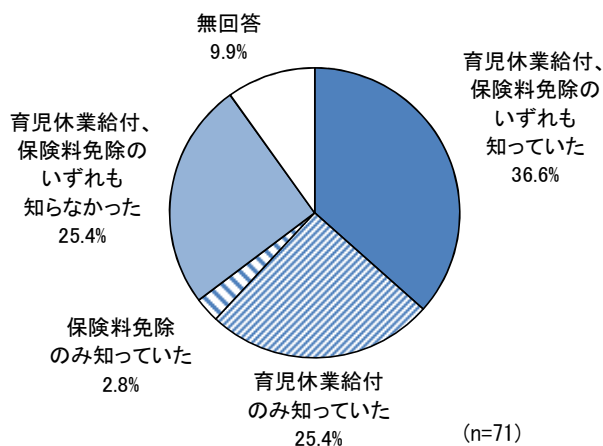
【図 短時間勤務制度の利用有無】



③ 育児休業の取得に関する制度の認知状況

「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が36.6%と最も高く、次いで「育児休業給付のみ知っていた」と「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」がともに25.4%となっています。

【育児休業の取得に関する制度の認知状況】



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもは、本山町の次の時代を支えていく、かけがえのない宝です。全ての子どもが、豊かな愛情に包まれ、夢と希望を持ち、自分と他者を大切にする心や社会規範を身につける中で道徳心を養い、地域社会の一員として健やかに育っていくことは、全ての本山町民の願いです。

子どもたちが、本山町に深い愛着と誇りを持ち、次代の担い手として自立し、将来自らの子どもを安心して生み育てていくことができる環境整備に努めます。

子どもの成長と子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進する中で、明るくいいきとした子どもの笑顔や歓声、子育ての喜びや楽しさを実感する家族の笑顔、温かく子育てを支える地域の人たちの笑顔など、たくさんの笑顔があふれるまちを目指します。

基本理念

**まちぐるみで子育て支援！
子どもたちの笑顔と歓声にあふれたまち
— もとやま —**

2 計画の基本目標

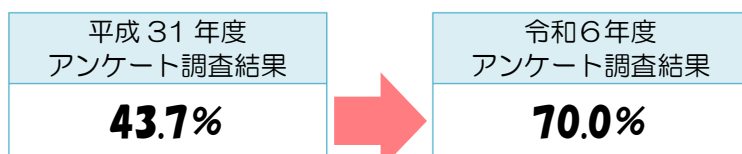
本町では、基本理念の実現を目指し、次のとおり、基本目標と数値目標を定めます。

基本目標

本山町で育つ全ての子どもが幸せに暮らせるまちづくり

数値目標

本山町は「子育てしやすいまちだと思える人」の割合



3 基本方針

「本山町で育つ全ての子どもが幸せに暮らせるまちづくり」を目指し、次の3つの基本指針により、子どもの成長と子育てを支援する施策・事業の効果的な展開を図ります。

基本方針1. 子どもの健やかな成長を第一に考えます

子どもの権利と主体性を大切にし、一人ひとりの子どもに思いを込め、子どもの健やかな成長を第一に考えます。

子ども同士の遊びやさまざまな体験活動、高齢者等との交流の場を積極的に設けることで、すべての子どもが地域みんなに愛され、自ら「育つ力」を伸ばし、豊かな人間性と社会性が養われるよう、『子どもの成長』を応援します。

基本方針2. 子育て家庭をみんなで応援するまちづくり

全ての子育て家庭が孤立することなく、心身ともにゆとりをもって子育てができるよう、経済的支援だけでなく、地域社会全体で子育てを支援します。

また、男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるよう、子育てをしながら働きやすい労働環境の整備や、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実、地域みんな子どもと子育て家庭を見守るまちづくりを推進します。

基本方針3. 子育てを地域社会全体で支えるまちづくり

子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、行政はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、地域社会が一体となった子育て支援施策を推進していきます。

4 子どもの貧困対策の視点

子どもの貧困対策をより一層推進するため、以下の4つの視点を加味し、各施策を推進していきます。

教育	教育の支援	就労	保護者に対する就業生活の安定と向上に資するための就労の支援
安定	生活の安定に資するための支援	経済	経済的支援

5 施策体系図

<p>基本理念</p>	<p>まちぐるみで子育て支援！ 子どもたちの笑顔と歓声にあふれたまち — もとやま —</p>
<p>基本目標</p>	<p>本山町で育つ全ての子どもが幸せに暮らせるまちづくり</p>
<p>基本施策</p>	<p>施策の推進内容</p>
<p>地域全体で 子育て支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報提供と相談支援体制の充実 (2) 人材育成とネットワークづくり (3) 世代間交流の推進 (4) 仕事と家庭の両立支援の推進 (5) 経済的負担の軽減
<p>母子の健康の 確保及び増進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもと母親の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療体制の充実・確保
<p>教育・保育環境の 整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育・保育環境の整備 (2) 魅力ある教育の推進 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 青少年の健全育成 (5) 特別な支援が必要な児童の学習支援の充実
<p>生活環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交通安全対策の推進 (2) 安全・安心なまちづくりの推進 (3) 子どもの安全な居場所づくり
<p>配慮が必要な 児童・家庭への 取り組みの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3) 障がいがある子どもへの支援の充実

第4章 施策の展開

1. 地域全体で子育て支援

(1) 情報提供と相談支援体制の充実

① 地域子育て支援拠点事業 **安定**

【現状】 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

1施設（本山町子育て支援センター）で実施しています。保護者が孤立しないよう、気軽に相談ができ、安心して子育てができる環境づくりに努めています。

令和元年度利用実績は、658人（12月末）となっています。

【今後の方向性】 引き続き、気軽に相談でき、安心して子育てができる環境づくりに努めていきます。

② 広報の充実

【現状】 関係機関と連携し、広報、啓発活動を行います。子育て支援センターでは、お子さんが保育所に入所されていない世帯に、乳児健診や行事日程を毎月おたよりで知らせているほか、プラチナセンター・保健センターに置き、できるだけ多くの人の目に触れるようにしています。

【今後の方向性】 子育て支援センターや健診、行事等の案内を行うことで、保護者が一人で悩みを抱えることのないよう、専門職者や育児仲間に相談や交流ができる場を提供し、安心して育児が行えるよう支援を行います。

また、ホームページの充実により、支援センターの取り組みを知り、より身近に感じてもらえるように努めます。

(2) 人材育成とネットワークづくり

① 人材育成事業

【現状】 広報活動や育成講座を開催します。中・高校生の地域イベント等へのスタッフ参加に取り組みます。子ども会、スポーツ団体による児童育成活動を支援しています。

【今後の方向性】 児童育成活動に引き続き取り組んでいきます。また、指導者の育成にも取り組んでいきます。

② 地域学校協働本部事業との連携

【現状】 学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育てていくことを目的として、「もとやま桜援隊（おうえんたい）」（地域のボランティア団体）組織が活動しています。
多様なボランティアの拡充を目指し、広報活動や養成講座の開催など、人材育成に取り組んでいます。

【今後の方向性】 今後も学校・家庭・地域が連携し人材育成に努めます。

（３）世代間交流の推進

① 世代間交流活動支援

【現状】 「もとやま桜援隊」（地域のボランティア団体）が、子ども教室と連携して、ボランティアと子どもたちが昔遊びや料理教室、スポーツなどを通して交流し、生涯学習の時間を共有できる場を設けています。
社会福祉協議会では、老人クラブと子どもたちが昔あそびで交流する機会を設けています。
本山町社会福祉大会や、「ひとり暮らし高齢者とボランティアの集い」では、保育所の子どもたちが歌や踊りを披露する取り組みを行っています。

【今後の方向性】 現在、子ども達の対人コミュニケーション能力が低下しているのではないかと、との指摘もあることから、高齢者の豊かな経験と知識を学校教育に積極的に活用するなど、今まで以上に世代を超えた交流を推進します。
核となる「もとやま桜援隊」の活動や社会教育団体による世代間交流活動等への支援に取り組む事で、地域の文化・歴史・スポーツ活動を通して、子ども達との交流活動を推進するとともに、多世代が共に生きる地域社会づくりに取り組みます。

(4) 仕事と家庭の両立支援の推進

① 時間外保育事業 **安定**

【現状】 保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を行う事業です。保護者の就労形態に合わせ、朝 30 分(7:30~8:00)、夕方 2 時間 30 分(16:00~18:30) の居残り保育を行っています。土曜日も同様に保育を行っています。

【今後の方向性】 時間外保育について実施の予定はありません。引き続き現保育時間を維持し、随時検討していきます。

② 子育てしやすい環境づくりの創出 **就労**

【現状】 子育てがしやすい環境を作るため、固定的な性別役割分担や仕事優先などの意識を変えるための啓発を行っています。

【今後の方向性】 引き続き取り組んでいきます。

③ 男女共同参画の推進

【現状】 本山町男女(ともに)かがやく 21 世紀プランと連携を図り、男女共同参画を推進しています。

【今後の方向性】 引き続き取り組んでいきます。

④ 育児休業制度等の周知 **就労**

【現状】 関係機関と連携を図りながら制度の周知を行っています。

【今後の方向性】 引き続き取り組んでいきます。

(5) 経済的負担の軽減

① 児童医療費助成制度（医療費無料化）

経済

【現状】 本町の子育て支援策として、町単独事業により高校卒業までの児童を対象に、医療費助成（医療費無料化）を行っています。

【今後の方向性】 今後も継続して実施していきます。

② 町立学校の就学支援

経済

【現状】 平成 31 年 4 月から保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため、学校給食費の免除を行っています。

本山町立嶺北中学校に入学（転学）する生徒に対し、平成 31 年度より制服の支給を行っています。

【今後の方向性】 今後も継続して実施していきます。

③ 保育料の軽減

経済

【現状】 多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、児童（18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの間にある者）を 2 人以上療育している世帯の第 2 子を半額、第 3 子以降の保育料無料化を実施しています。

3 歳以上児について、国の保育料無償化制度（令和元年 10 月開始）に加え、給食費（実費徴収分）を無償化しています。

【今後の方向性】 3 歳以上児について、給食費（実費徴収分）の無償化を継続します。

3 歳未満児について、保育料の無償化を検討します。

④ 出産祝金の支給

経済

【現状】 出生後 1 ヶ月以内の乳児の保護者であって、本町に 1 年以上住所を有し、今後 1 年以上本町に居住の意思がある者に対し、出産祝金を支給しています。

【今後の方向性】 今後も継続して実施していきます。

2. 母子の健康の確保及び増進

(1) 子どもと母親の健康の確保

① 妊婦健康診査事業

安定 経済

【現状】 母子保健法第13条の規定により、本町に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

令和元年度母子健康手帳交付人数は、15人（令和元年12月31日現在）となっています。県内の医療機関に委託して実施、現物給付としています。

【今後の方向性】 育児相談に、栄養士・歯科衛生士・心理士の協力を得て、指導体制の充実に努めます。

② 乳幼児健康診査

安定 経済

【現状】 母子保健法第13条の規定により、本町に住所を有する乳幼児を対象に、健康で順調な発育を確認し、成長や発達にかかわる病気等の早期発見ができるように、乳幼児の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

健診時、専門職による育児相談を行っています。

【今後の方向性】 育児相談に、栄養士の協力を得て、指導体制の充実に努めます。

③ 乳児家庭全戸訪問事業

安定

【現状】 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保育士・保健師で訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

令和元年度実績は、17人（令和元年12月31日現在）となっています。

【今後の方向性】 引き続き、子育て支援に取り組んでいきます。

(2) 食育の推進

① 小学校での食育推進

教育

【現状】 毎年、町内の学校へ食生活改善推進協議会と一緒に訪問し、食生活の状況把握のための聞き取りを実施しています。また、地元の食材を使用した料理教室を実施し、食の大切さ・食事のマナー等の食育講座を実施しています。

【今後の方向性】 引き続き、町内の小学生を対象として、食に関する関心や理解の増進を図る機会を設けていきます。

(3) 思春期保健対策の充実

① 思春期保健対策の充実

教育

【現状】 健康づくり婦人会と連携した、喫煙予防に関する健康教育を実施しています。

【今後の方向性】 関係機関と連携し、未成年飲酒・喫煙予防に関する健康教育を実施します。また、相談の対応や保健、医療等の関係機関との連携を進めます。

(4) 小児医療体制の充実・確保

① 医療に関する情報提供

安定

【現状】 いつでも安心して適切な医療サービスが受けられるよう、医療機関や連絡・相談先一覧についての情報提供を行っています。

【今後の方向性】 引き続き情報提供を行い、必要な医療サービスを受けられるよう支援を行います。

3. 教育・保育環境の整備

(1) 教育・保育環境の整備

① 教育・保育の質の向上 **教育**

【現状】 様々な育ちの子どもたちの成長・発達を保障するため、園内外の研修に積極的に参加し、子どもたち一人ひとりにとってより良い保育に努めています。

【今後の方向性】 保育士等への研修会の実施を行います。
専門的知識・技能に基づき相談・助言その他の支援を行う者の配置や、幼児教育センターとしての機能を担う体制の整備を検討していきます。

② 特色ある学校づくり **教育**

【現状】 基礎基本の習得に加え、地域性や子どもたちの特性を考慮しながら、心の豊かさ、たくましさ、創造性を育む教育を推進しています。

【今後の方向性】 引き続き取り組んでいきます。

③ 保小中高の連携教育の推進 **教育**

【現状】 保・小・中・高が連携し一貫性のある取り組みを推進しています。

【今後の方向性】 引き続き取り組んでいきます。

④ 相談体制の充実 **安定**

【現状】 「相談サロン」の開設やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置など、不登校児童生徒等への支援体制整備に努めています。

【今後の方向性】 子どもや保護者、教職員へのカウンセリングや指導・助言や相談体制の充実が図れるよう引き続き相談サロン事業を実施します。

⑤ 認定こども園への移行支援

【現状】 現在、本町には認定こども園はありません。

【今後の方向性】 既存の教育・保育施設でニーズに対応できない等の場合には、就学前の子どもに関する教育・保育を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の導入を検討します。

(2) 魅力ある教育の推進

① キャリア教育の充実

教育 就労

【現状】 キャリア教育を充実し、基礎学力や表現力など生徒の生きる力の育成に取り組んでいます。

【今後の方向性】 引き続き取り組んでいきます。

② 確かな学力の育成

教育

【現状】 学習支援員を配置し、特別な支援が必要な児童への対応を充実させています。

【今後の方向性】 引き続き取り組んでいきます。

③ ICT教育の推進

教育

【現状】 ICT支援員の配置と機器の導入推進により、ICT教育の体制整備を推進しています。

【今後の方向性】 今後も計画的なICT機器の導入と、高度情報化に対応できる教育を推進します。

④ 異文化理解の推進

【現状】 ALTを2名体制とし、幼児期から外国の文化に親しみを持てるよう、異文化交流を推進しています。

【今後の方向性】 引き続き取り組んでいきます。

⑤ 防災学習

【現状】 地域を巻き込んだ防災学習に取り組み、防災を通して開かれた学校づくりを推進しています。

【今後の方向性】 地域とともに防災学習に取り組み、災害から命を守ることができる教育を推進します。

⑥ 自然との触れ合いの推進

【現状】 季節を通して、園外に出かけ、自然の中で遊ぶ保育を実践しています。また、食物の栽培や小動物の飼育、季節の行事を保育の中に取り入れています。

【今後の方向性】 保育の中に様々な自然に触れる機会を取り入れ、その変化を通し、好奇心や探究心を高め、やわらかな心と身体の成長を促します。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

① 家庭教育力の向上 **教育**

【現状】 小・中学校にて血圧測定を実施し、保護者の方へ測定結果を返却し、子どもや家族の健康づくりに関心を持ってもらえるよう取り組んでいます。

【今後の方向性】 上記の事業について今後評価を行い効果の検証を行っていきます。豊かな望ましい幼児児童生徒の基本的な生活習慣を身につける取り組みを推進します。

② 保小中高の連携教育の推進

教育

- 【現状】 中学生や高校生が、保育実習を通して幼児と交流しています。
小学生と高校生が、さつま芋や落花生を育成し、調理実習、試食会で交流しています。
小学生が、手作りのおもちゃで遊んだり、水泳、紙芝居を通して幼児と交流しています。また、キャリア教育を充実し、基礎学力や表現力など、生徒の生きる力の育成に取り組んでいます。
- 【今後の方向性】 保小中高連携教育を推進し、将来、親となる世代が子どもころから乳幼児などと触れ合う機会を持つことで、人への関心や共感を高めていけるような取り組みを推進します。
中・高生が保育実習を通して幼児と交流します。
小学生と高校生がさつま芋や落花生などを育て、交流します。
小学生が幼児と紙芝居等を通して交流します。

(4) 青少年の健全育成

① 青少年の健全育成

教育

- 【現状】 「ダメ。ゼッタイ。」ヤング街頭キャンペーンに参加し、薬物乱用防止啓発を実施しています。また、本山小学校6年生を対象とし、薬物乱用防止に関する健康教育を実施しています。
- 【今後の方向性】 広報活動、夏休み中の夜間指導、教育機関との連携による青少年の健全育成に取り組めます。
青少年・教育関係機関、地域住民等と一層の連携を図ることで、健全育成に取り組めます。

(5) 特別な支援が必要な児童の学習支援の充実

① 学習支援員の配置

教育

- 【現状】 学習支援員を配置し、特別な支援が必要な児童への対応を充実させています。
- 【今後の方向性】 障がいへの理解を深め、障がいの種類や程度に応じたきめ細かな教育を推進します。

② 不登校児童生徒への支援

教育

【現状】 小・中学校において不登校の出現率は増加傾向にあります。学校では新たな不登校を生じさせない取組を強化できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、支援しています。また、多様な学び場の確保、自立支援を充実できる体制を整えていくことが必要とされています。

【今後の方向性】 不登校児童生徒に対する支援については、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定します。また、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援を実施していきます。

③ 保小の連携

教育

【現状】 保育所では、特別な支援が必要な児童に対し、加配保育士を配置して、適切な支援を行っています。
支援が必要な幼児が就学後も適切な支援を受け、安心して学校生活を送れるように引き継ぎシートを使っての引き継ぎを実施しています。

【今後の方向性】 引き続き保育所では特別な支援が必要な児童に対し、加配保育士を配置し、適切な保育を行っています。また、就学前には保護者、保育所、学校関係者による引き継ぎ支援会を行っています。

④ 外国につながる幼児への支援

教育

【現状】 実施していません。

【今後の方向性】 教育・保育施設において海外から帰国した幼児や外国人幼児に加え、両親が国際結婚である等、いわゆる「外国につながる幼児」が入園した場合に、幼児が安心して自己を発揮できるよう、一人一人の実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を関係機関が連携して行うとともに、保育士等を対象とした外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施を検討していきます。
また、外国人保護者の社会的孤立を解消するため、外国人保護者のニーズを把握し、日本語の学習機会の提供や親同士のコミュニケーションが図れる場の確保に努めます。

4. 生活環境の整備

(1) 交通安全対策の推進

① 交通安全教育の推進

【現状】 小中学生では、警察と連携した交通安全教室を実施しています。

【今後の方向性】 家庭・地域・学校等を通じて啓発事業を実施し交通安全意識の高揚、交通安全マナーの向上に努めます。

関係団体と協力し、登・下校時の見守り活動を行います。
交通安全教室を実施します。

② 通学路の安全確保

【現状】 町内通学路の危険箇所について、町道・国道の確認を行い、確認した危険箇所については、関係機関に改善を要望しています。
交通安全看板の設置を行っています。

【今後の方向性】 通学路安全対策連絡協議会を立ち上げ、通学路の安全確保に取り組みます。

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

① 子育てにやさしいまちづくり

【現状】 子どもや妊産婦・子育て中の人々が安全で安心して生活できるよう、生活環境の整備、子育てのバリアフリーを図ることが必要となっています。

【今後の方向性】 子どもや妊産婦、子ども連れの外出において安心して利用できる公共施設の整備等のバリアフリーを進めます。

② 良好な居住環境の整備

安定

【現状】 町営住宅整備については、老朽住宅の建替、払い下げ住宅の改築、若年単身世帯向け住宅やクラインガルテンの整備などを実施しました。
老朽住宅の建替では、多身世帯向けの広めの住宅を整備しました。
払い下げ住宅の改築では、若年世帯、若年子育て世帯向けの定住促進住宅として整備しました。

【今後の方向性】 若年層用、高齢者層用等ニーズにあった住宅の研究、建築の推進に努めます。

(3) 子どもの安全な居場所づくり

① 放課後児童クラブの機能強化

【現状】 放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る施設です。
本山小学校には、旧本山幼稚園を利用して、小学校1～3年生を対象とした放課後児童クラブがあります。

【今後の方向性】 放課後児童クラブの施設については、老朽化のため、新しい施設を設置し、実施していきます。
また、放課後児童クラブは、子どもが基本的な生活習慣や社会性、主体性を身に付ける場としての役割も担っていることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの健全な育成を図ります。
特別な配慮が必要な児童についても学校、家庭と連携を図り、受け入れを行っていきます。

② 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施

【現状】 放課後子ども教室は、本山小学校の4～6年生、吉野小学校の1～6年生を対象に実施しています。

【今後の方向性】 本山小学校において、放課後児童クラブとの一体的な実施に向けた検討を行います。

③ 家庭や地域、行政との連携による放課後児童の健全育成

【現状】 家庭や地域、行政と連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室での取り組みや児童の様子を町広報に掲載し、家庭や地域の住民等へ周知しています。

【今後の方向性】 引き続き周知に努めることで、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任の自覚を促し、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指していきます。

5. 配慮が必要な児童・家庭への取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 地域における切れ目のない支援を活用した虐待予防

【現状】 全ての母子及び家族を対象とした切れ目のない支援のため、妊娠期からの訪問等を実施しています。

【今後の方向性】 全妊産婦への家庭訪問を実施し、リスクの有無に関わらず、子育てを行う全ての家庭に対して支援を行います。
また、特に養育支援が必要な妊産婦は他職種と連携しながら、よりきめ細やかな支援を行います。

② 虐待防止のための関係機関の連携

【現状】 要保護児童、並びに要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、本山町要保護児童対策地域協議会を開催し、情報交換や関係機関等との連携を図っています。

【今後の方向性】 本山町要保護児童対策地域協議会の定期開催とともに、実務者会、個別ケース会を適時実施することで環境調整や相談支援を実施します。
児童相談所、医療機関、警察との連携を図っていきます。

③ 子どもの権利擁護に関する普及啓発

【現状】 児童虐待の早期発見・対応に向け、住民周知や気軽に相談できる場づくりに努めています。

【今後の方向性】 引き続き取り組んでいきます。
また、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の周知やDVの子どもへの影響に係る啓発を行っていきます。

(2) ひとり親家庭への自立支援の推進

① ひとり親家庭医療費の助成

安定 経済

【現状】 ひとり親家庭医療費助成として、非課税世帯を対象に、子どもが18歳になる年度の3月31日まで、親・子どもともに医療費を無料化しています。

【今後の方向性】 引き続き取り組んでいきます。

(3) 障がいがある子どもへの支援の充実

① 相談体制の充実

安定

【現状】 子育てを支援する目的で、関係機関による相談業務を行う「相談サロン」を月1回開催しています。また、県下の相談先などを示した「相談まっぷ」を作成し配付しています。
また、医療的ケアが日常的に必要な子ども（医療的ケア児）への相談支援を行っています。

【今後の方向性】 関係機関と連携し、専門的な相談のできる体制の充実を図ります。

② 関係機関の連携

安定

【現状】 障がいのある子どもが、将来自立した生活を送ることができることを目標に、「発達支援協議会」を開催し、関係機関が連携しています。その他にも、地域相談支援センターしゃくなげと連携し、個々の特性に応じた専門的な支援サービスの提供に努めています。
また、保育所との定期的な連絡会を実施し、支援が必要なケースの情報共有・早期支援ができています。
心身の状況に応じて保健・医療・障害福祉・保育・教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係者の協議の場の設置等、関係機関が協働する総合的な支援体制の構築に努めています。

【今後の方向性】 関係機関と連携し、専門的な相談のできる体制の充実を図ります。

第5章 量の見込みと確保方策

1 幼児期の教育・保育

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法において、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、教育・保育提供区域という。）を定め、その区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとされています。

本町では、第一期計画より町全域を一つの区域として、教育・保育施設や子育て支援サービスの整備を図っています。第二期計画においても、引き続き教育・保育提供区域を1区域として設定することとします。

(2) 量の見込みと確保方策の考え方

① 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、「保育の必要性」の有無に応じて以下の3つの認定区分に分けて見込むこととされています。

本町においては、幼稚園がないことから、1号認定の利用施設については「特例」として保育所で受け入れを行うこととします。

【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 → 保育所 認定こども園
2号認定	3歳以上で保育の必要性の認定を受けているが、教育を希望している子ども	幼稚園 → 保育所 認定こども園
	3歳以上で保育の必要性の認定を受け、保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で保育の必要性の認定を受けた子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

(3) 量の見込みと提供体制の確保方策

① 3歳以上の子ども

3歳以上の子どもについては、今後、実績以上の需要があることが予測されますが、下記のとおり、1号認定・2号認定ともに現状で確保可能です。(1号認定については、受け入れの予定はありません。)

教育を希望する子ども（1号認定＋2号認定）

(単位：人)

		実績 1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	1号認定	0	0	0	0	0	0
	2号認定	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
②確保数	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0	0

保育を希望する子ども（2号認定）

(単位：人)

		実績 1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	2号認定	60	56	58	59	64	59
②確保数	保育所 (特定教育・保育施設)	60	60	60	60	64	60
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0
	計	60	60	60	60	64	60
②－①		0	4	2	1	0	1

② 3歳未満の子ども

本山保育所の利用定員は100名となっています。必要に応じ利用定員を見直し、3号認定の量の見込みを確保します。

0歳児（3号認定）

（単位：人）

		実績 1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	3号認定 (0歳児)	4	8	8	8	8	8
	保育利用率	22.2%	47.1%	50.0%	47.1%	50.0%	53.3%
②確保数	保育所 (特定教育・保育施設)	4	8	8	8	8	8
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0	0	0
	計	4	8	8	8	8	8
②-①		0	0	0	0	0	0

※保育利用率＝量の見込み÷推計人口

1・2歳児（3号認定）

（単位：人）

		実績 1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	3号認定 (1・2歳児)	29	32	32	32	32	32
	保育利用率	85.3%	76.2%	84.2%	94.1%	94.1%	94.1%
②確保数	保育所 (特定教育・保育施設)	29	32	32	32	32	32
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0	0	0
	計	29	32	32	32	32	32
②-①		0	0	0	0	0	0

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 量の見込みと提供体制の確保方策

① 時間外保育事業（延長保育事業）

本計画期間における時間外保育（延長保育）については実施予定はありませんが、随時検討していきます。

（単位：人）

	実績 1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保数	0	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0	0

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

令和2年度に本山小学校の全学年を対象とした放課後児童クラブの建設に着手し、令和3年度に開所する予定となっています。

引き続き、類似事業の「放課後子ども教室」でもニーズをカバーするとともに、必要に応じて、余裕教室の活用や児童クラブの開所時間の延長についても検討します。

低学年

（単位：人）

		実績 1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	1年生	5	5	6	5	4	6
	2年生	9	8	6	7	7	5
	3年生	4	6	4	3	4	4
	計	18	19	16	15	15	15
②確保数		30	30	19	16	16	18
②－①		12	11	3	1	1	3

高学年

(単位：人)

		実績 1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	4年生	-	-	7	5	4	5
	5年生	-	-	8	12	9	7
	6年生	-	-	9	11	16	12
	計	-	-	24	28	29	24
②確保数		-	-	26	29	29	27
②-①		-	-	2	1	0	3

放課後子ども教室

(単位：人)

		実績 1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
確保数	本山小学校	22	22	-	-	-	-
	吉野小学校	32	29	28	27	24	26

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室

(単位：人)

		実績 1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
確保数		-	-	45	45	45	45

③ 乳児家庭全戸訪問事業

提供体制は現状で確保できています。

(単位：人)

		実績 1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		21	17	16	17	16	15
②確保数		21	17	16	17	16	15
②-①		0	0	0	0	0	0

※量の見込みは、人口推計結果から各年度の0歳児人口を設定

④ 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対しては、引き続き保健師等による家庭訪問を行います。

(単位：人)

	実績 1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	8	9	9	9	9	9
②確保数	8	9	9	9	9	9
②-①	0	0	0	0	0	0

⑤ 地域子育て支援拠点事業

保護者同伴での利用であるため、定員等の設定はありませんが、現在のか所数で必要量を確保できる見通しです。

(単位：人回)

	実績 1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	658	445	407	385	377	370
②確保数 (か所数)	658 (1)	445 (1)	407 (1)	385 (1)	377 (1)	370 (1)
②-①	0	0	0	0	0	0

⑥ 妊婦健康診査事業

必要量を提供する体制はできています。

母子健康手帳交付時に受診票を渡すことで周知を図り、利用を促進します。

(単位：人回)

	実績 1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	190	181	171	181	171	160
②確保数	190	181	171	181	171	160
②-①	0	0	0	0	0	0

⑦ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。今後、事業の実施について検討を行います。

⑧ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

現時点で事業実施の必要性はありませんが、民間事業者の参入意向が出た場合には、検討を行います。

⑨ 利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

令和2年度に子育て世代包括支援センター（母子保健型）を設置し、母子保健コーディネーター（保健師）を配置します。

すべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々なニーズに対して、切れ目のない支援を行います。

	実績 1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	-	1	1	1	1	1
②確保数（か所数）	-	1	1	1	1	1
②-①	-	0	0	0	0	0

⑩ 子育て短期支援事業

◎短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の病気や仕事、出産、育児疲れなどで、家庭における養育等が一時的に困難な場合、また、母子が緊急かつ一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において、児童や母子を一時的に養育・保護する事業です。

◎夜間養育等事業（トワイライトステイ事業）

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童福祉施設等で預かる事業です。

【現状】

実施していません。

【量の見込みと確保量】

実施予定はありません。

⑪ 一時預かり事業

ア. 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

幼稚園が在園児を対象に、通常の教育時間の前後や、土曜日曜、長期休業中に教育を行う事業で、いわゆる「預かり保育」をさしますが、新制度においては、一時預かり事業として実施されます。

【現状】

本町には幼稚園がありません。

【量の見込みと確保量】

実施予定はありません。

イ. 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）以外

保護者の就労・病気等により、家庭において一時的に保育が困難となった児童を、保育所等で受け入れ、保育を行う事業です。

【現状】

実施していません。

【量の見込みと確保方策】

今後も検討課題として引き続き取り組んでいきます。

⑫ 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【現状】

核家族化や共働き世帯の増加など、病児・病後児について、看護できない状況も増えてきています。しかし、本町では実施場所や専門職員の配置などの課題があり、実施には至っていません。

【量の見込みと確保方策】

現状では、本町内での実施は厳しい状況にあります。まず、町外事業所等へ委託〔非施設型（訪問型）〕し、実施していきます。

⑬ ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の援助をしてほしい人（依頼会員）と、育児の援助をしたい人（提供会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

【現状】

実施していません。

【量の見込みと確保方策】

実施予定はありません。

資料編

1. 本山町子ども・子育て会議条例

本山町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 9 月 10 日条例第 27 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の合議制の機関として、本山町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置くとともに、当該子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げるもののほか、町長の諮問に応じて、子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。ただし、町長が必要があると認めるときは、特別の事項を調査審議させるため、子ども・子育て会議に臨時の委員を置くことができる。

2 委員及び臨時の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 保育関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時の委員の任期は、当該事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

（部会）

第7条 専門的な事項を審査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

（秘密の保持）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（報酬）

第10条 町は、委員及び臨時委員に対し、地方自治法203条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例（31年条例14号）に定めるその他の委員の区分を準用し、報酬を支給する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以降最初に開かれる会議は、町長が招集する。